

翻 訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(44)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (44)

フランス近代法研究会

Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

II

まず最初に行なわれたのは、そぎ落としの作業でであった。それは、長い年月を要した。それは、一足飛びに行なわれたのでもなく、また抵抗なく行なわれたのでもなかった。

1789年8月4日の夜に宣言された封建制度の原則的な廃止は、封建制下の慣行に由来する相続制度の廃止をもたらした。しかし、その8月のデクレは、周知のごとく、非常に長い間、効力を生じることがなかった。1790年3月15日のデクレによって、ようやく封建的な相続制度は廃止されたが、まだ、それは不完全なものであった。なぜなら、慎重で保守的な議会が扱おうとした個別の利害があったからである。土地に基づく貴族身分または属人的な貴族身分から生じるすべての不平等は廃止された。男子の権利も、長子の権利も、もはや存在しない。しかし、これらの権利を期待して、夫婦財産契約は締結されてきた。そこで、正当にそうした期待を抱いた人々から、容赦なくそれを剥奪すべきではない。したがって、既婚者または子を持つ未亡人は、こうした長子権や男子の権利が廃止されることに耐えられなかったのではないか。そこで、彼女たちにとって有利な一つの例外的な措置が設けられた¹。しかしながら、封建制度により平民間における自由地の分割に関するいくつかの慣習法に持ち込まれた法的な不平等は、相変わらず存続していた。国民議会は、国有財産の売却促進を望んでいたため、直ちにそれら不平等の撤廃が必要であると感じていた。そこで、国民議会は、憲法委員会および土地譲渡に関する各委員会(Comités de constitution et d'aliénation)に、報告書を提出することを付託した。

1790年11月21日、メルラン・ド・ドウエは、自然法、正義、フランス政府の諸原理の

¹ Décret 15 mars 1790, art. 11

名によって、北部、南西部の慣習法の中にある悪しき条文を無効とした。これらの条文では、平民にとって有利な平民階級に関する長子権を定めていた。いくつかの地方で、この王国のこれ以外の地方と異なる相続法が残っているのはなぜか。これが、これほど熱烈に望まれ、また必要でもある法の統一に、障害となっている²。しかし、このように糾弾された慣習法に支配された地方の代議員達、特に、ノルマンディーとベアルンの議員たちは、メルランと委員会が制定しようとした無遺言相続における不平等に対して激しく異議を唱えた。不平等というのは、実は公平であると（彼らは）言う。それは、実際的で公正な理性に応えるものであると。この不平等は、農村地域の慣習と調和している。そこでは、娘たちは結婚し、嫁資を手にして父親の家を離れる。一方、息子たちは、父親の元にとどまり、働き続ける。したがって、娘たちが遺産の分配にあずかるということは、彼女たちの兄弟の労働の成果を奪い取ることになる。委員会のいういわゆる公正なるものは、憤激に耐えない不公正に変わるのだ³。ランベール・ド・フロンドヴィルは、次のように主張した。ノルマンディーの法律は、各自の取り分を、生まれながらにして定められている職業（の種類）によって決定している。土地は、父親が死ねば息子のものとなるべきである。なぜなら、土地を耕し、実り豊かなものにするために犁を引いたのは息子たちだからである。

アシャル・ド・ボンヴロワール、ノルマンディーの国民議会議員、彼もまた、デクレの法案は、ノルマンディーの慣習を完全に破壊するものであり、「そのような変化をもたらす法案は、審議に値しない。」と明言した。そして、彼は、ノルマンディーの全住民がそれを否定する。」と付け加えた。しかし、ノルマンディーの議員であるグーピル・ド・プレフェルヌ、トゥーレ、プーレ＝ロクリは、ノルマンディーの良識ある慣習を擁護しようとしなかった。そして彼らの選挙民は、平等原則による法定相続を受け入れるであろうと断言した⁴。成文法地方の複数の国民議会議員達は、異議を唱えるノルマンディーの議員と手を組み、議会が無遺言相続（法定相続）における平等性を宣言することを妨げようとした。この法定相続は、成文法地方の一般通則であった。しかし、彼らは、ミラボーが疑問視していた遺言の自由に関しては気にかけていた。カザレスは、遺言相続の不平等の支持者であっ

² メルランの報告。Archives parlementaire., (以下A.P.と略す) XX,598 et suiv. アルトワ人は、平民の間では長子権の廃止を要求した。ランス(Lens)のバイイ裁判官区第三身分、art.16.Loriquet, I,104頁。アラスの第三身分、art.31,同上書160頁。(以上、原書218頁1・2)

³ ノルマンディーでは、父と母が彼女たちを分配にあずからせないかぎりには、嫁資を得た娘たちを相続から法定廃除する。また、娘が家族の中に何人いようと、家産の3分の1以上を受け取ることはできなかった(Cout.de Norm.,art.254 et 249)。彼女たちは、特に金銭、動産、あるいは都市または大きな町の中にある不動産を与えられ(art.270)、土地の最大部分、邸、畑にある小屋は息子たちに残された(art.271)。もし、娘たちが父と母を失った場合には、彼女たちはそれぞれの長兄にある程度従属していた(art.264 et 265)。

⁴ A.P.,XXIV,46。(以上、原書219頁1・2)

たから、法定相続の不平等を支持した。彼が恐れたのは、ひとたび相続において平等原則が確立されれば、議会は厳格な諸法律によってそれを維持するのではないか。また、人間の意思による平等原則の不徹底を阻止しようとするのではないかということであった。

無遺言相続におけるローマ法の平等原則をフランス全土に適用することだけを直接の目的とするデクレは、フランス成文法地方の相続法そのものを崩壊させる前触れでしかないと、彼は感じとっていた。だからこそ、彼は、あらゆる歴史的経済的論拠により、不平等分割（非均分相続）の必要性を証拠立てようと努めたのである⁵。これらすべての反対論にもかかわらず、その（均分相続を原則とする）デクレは、1791年4月8日に採択された。法定相続におけるあらゆる不平等が姿を消した。「同一順位のすべての相続人は、平等の割合により、法律上彼らが取得すべき財産を相続する。⁶」もっとも、既婚者または子をもつ寡婦のために設けられた1790年3月15日のデクレの例外は維持された⁷。次いで、贈与等の契約法上の諸制度が多用されるプロヴァンス地方の議員たちは、新しい法律の施行により、「契約法上の諸制度、あるいは夫婦財産契約であれ、地方により契約上の拘束力を有する婚姻条項（articles de mariage）であれ、適法に定められたその他の条項⁸」が害されることのないように（議会の）留保をとりつけた。異議を唱える各地方は、デクレに屈服しすぎないように努めた。平等原則の確立を阻止することはできないにせよ、念入りにすべての文言を吟味した経過規定により、少なくとも平等原則の帰結を緩和させようとしたのである。

法定相続における不平等は廃止された。しかし、人間の意思は、法の作用を台無しにしてしまうのが常である。相続法改革は、不可欠の補完物を必要としていた。封建制（廃止）後に残るのは、ローマ法的なもの（遺言相続の伝統）を削ぎ落すという課題である。1789年以降、議会への種々の請願、協会団体やクラブでの動議は、相続における平等と直系血族間における遺言の自由の廃止を目的とするものであった。

遺言の自由の廃止を望む人々は、南フランスの住民を「二つのクラス、すなわち篡奪者と被篡奪者」に分断し、かつ、新たな法律の結果として、後者からすべての政治的な権利まで奪おうとするローマ法の過酷さを廃止しようと望んだ⁹。議会の初日、ミラボーは、遺

⁵ Cazalès, A.P., XXIV, 570 et suiv. (5 avril 1791)

⁶ Décret 8=15 avril 1791, art. 1er.

⁷ Ibid., art. 5.

⁸ Ibid., art. 4. A.P., XXIV, 498. 「ダルノダ議員（ベアルン選出）は、『夫婦財産契約』の語のあとに『婚姻条項』の語を付加したいと考えた。というのも、いくつかの県では、特に革命前ベアルン地方においては、これらの条項が諸契約と同じ効力をもっていたからである。」ラメル・ノガレ議員の修正案を見よ。

⁹ Adresse des cadets du tiers-état de Provence et d'autres pays de droit écrit au roi (1789), ADxviii c.t. 164. 「開明的な民衆を照らす啓蒙思想の光は、虚しいものとなった。・・・プロヴァンス人は、ローマ法とい

言制度の打破を提案した。法的不平等に関するメルランの報告後、ミラボーは、1790年11月21日以降、「憲法および譲渡に関する各委員会に対し、相続における人の意思がもたらす不平等について、絶えず憲法上の解決策を提案し続ける。」ように議会に命じさせた¹⁰。

そして、彼自身は、死亡してしまったために、ついに声に出されることはなかったその有名な演説の中で、ローマ法に基づく相続制度のすべての欠陥を述べ、その廃止を求めている¹¹。そこで、革命家たちは、遺言の権能の根拠を検討することにした。それは、自然のものなのか。それとも社会的合意によるものなのか。市民的政治制度と社会の成立に先行するものなのか、それともそれより後に生じたものなのか。先行するなら、したがって社会に優越することになり、遺言する権利は、まさに国家を拘束することになるであろう。国家は、確かに家族のために遺言する権利を制限することはできても、それを消滅させることはできないであろうから。一方、社会によって作り出されたものなら、それを無に、あるいはほとんど無にしても正当であるといえよう。この相反する二つの理論が、近代の偉大な法律家たちを両派に分け、そして、彼らは、国民議会で互いに論戦することとなった。一方にとって、所有権は、国家が打撃を与えてはならない自然権である。処分権を伴わない所有権とはいったいいかなるものなのか。単なる用益権にすぎないのか。「遺言の権利を奪えば、憲法の敵とならないような所有者はいない¹²」。

南仏の弁士、カザレス、ロックフォールことムージャン、サンマルタンは、そのように考えていた。他の弁士は、プーフンドルフの議論を模倣し、所有権は社会的創造物であり、国家がその譲渡を自由に規律できると主張した。ところで、所有権は、自然法によって人の生きている間に限定される。今後は、所有権を終身の権利とするほど単純明快なことがあるのか。ミラボー、トロンシェ、デュポン・ドウ・ヌムール、ペチオン、ロベスピエール、

う輝かしい偶像神を崇拜するようになった。今、まさに何をしているのか。彼は、すべての地域に影響を及ぼす普遍的な危機のさなかで、愚かな沈黙を守っている。三部会の陳情書には、家産に関する分配の不公平を廃止すべきとの言葉は、一言も、まさにたった一言も述べられてはいない」(p.28)。「それゆえ、プロヴァンスは、必然的に二つの階層に分断された。すなわち、篡奪する者と圧倒的多数を占める篡奪される者である。後者は、なんらの財産も有しないために、課税を免じられ、不安定な存在に追い込まれ、市民名簿(liste des citoyens)から削除された」(p.29)。Motion sur l'abrogation des testaments en ligne directe, lue à la Société de 1789, par Jean Pezous, dép. du Tarn, 19 nov. 1790, ADxviii c. 165. (以上、原書220頁1・2・3・4・5)

¹⁰ 前記メルランの報告に続くデクレ参照。

¹¹ この有名な演説(文)は、以下の中で見ることができる。ADxiii c. t. 164. *Moniteur*, réimpr., VIII, 34. dans les A. P., XXIV, dans l'*Hist. parl.* de Buchez et Roux, IX, 288.

¹² Cazalès, 本文引用の演説最後の部分。Saint-Martin(ADxiii. c. t.164, *Moniteur*, VIII, 43)。「それは、すべての権利の中で第1位を占めるもの、すなわち、所有権に打撃を加えることにならないだろうか。そして、立法者は、このような逸脱をしないよう自重せねばならないのではないか……。人は、財産を自由に処分することができる限りにおいて、自己の所有権に執着し、自らの畑を更り豊かなものにしようと手入れをするのではないか。」Mougins dit Roquefort, ADxviii c. t. 164. A. P., XXIV, 616. (以上、原書221頁1・2・3)

ランジュイネ、ビュゾー¹³など、すべての者は、個人が死後に命じることにはできず、その所有権としては、死期を超えて、拡張することはできないと考えた¹⁴。

しかし、(個人所有権を生涯限りのものとする)その理論だけでは不十分であった。遺言する権利を擁護し、あるいは攻撃するため、実践的な次元での理由づけが、啓蒙的な法学説に付加された。一方では、遺言の権利の擁護者は、人間の意思に依拠しなければ無限に多様な状況に適合することはできず、ところかまわず法律をその個人意思の代わりにするのは危険だろうと述べる。遺産分割の不平等は、たいへん有用である。これにより、末子による起業が触発され、一定の地域では、農業部門の繁栄が可能となる。そうした地域では、大農地の方が小農地よりも生産性が高いからである。分割の不平等はまた、家族にとっても必要である。遺言(制度)を廃止すれば、父権を失墜させ、親孝行、家族関係の基礎をなす従順さや慈愛といったすべての感情を傷つけてしまう¹⁵。他方、ミラボーや、トロンシェ、ペチオンといった遺言の権利の反対者たちにとっては、人間の意思は、家族にも社会にも最悪の不幸をもたらす原因にしかならない。分割の不平等は、革命後の政体と国家の破滅である。その帰結として、相続財産の集中が進むことにより、とりわけ政治権力の行使が富と結びついた社会において、諸権利の不平等を復活させる傾向を助長するだろう¹⁶。

遺言する権利は、愛国者にとって永遠に危険なものとなる。国家は、革命の友を守る義務がある。遺言の権利は、いずれ始まる社会的な闘争において、恐るべき武器になるから、これを父親から取りあげなければならない。父親のうちの多くの者は、依然として旧制度と結びついたままである。父親たちが、彼らの目から見れば、憲法および国民議会に対する愛情や情熱を注ぐという点で責められるべき子どもたちに対して、必ずや遺言の権利を憎むべき復讐の道具とすることを予防しなければならない。国家にとって有害な遺言をする権利は、家族にとってもやはり有害である。第一に、父親の権威は、それを維持するために、この手段(遺言をする権利)を必要とはしない。「相続財産の取り分をより多く期待するためだけで父親を尊敬する者は、相続財産を手に入れるときにイライラしながら待つ

¹³ Tronchet, *A.P.*, XXIV, 564; Dupon de Nemours, *ibid.*, 554; Pétion, *id.*, 612; Robespierre, *id.*, 562; Lanjuinais, *id.*, 599; Buzot, *id.*, 602.

¹⁴ Mirabeau, discours cité.

¹⁵ Cazalès, *A.P.*, XXIV, 575. 「遺言の権能があるからこそ、父親は家族を統制できるのであり、自分の子どもたちから、父の徳義をもってしては期待しがたい敬意や畏敬の念を最晩年まで得られるのも、遺言の権能があってこそのことである。」(以上、原書 222 頁 1・2・3)

¹⁶ Pétion, *A.P.*, XXIV, 612. 「もし父母がその子どもたちの相続権を自由に奪えることにするならば、——というのも、ローマ法起源の「遺留分」(légitime)を削減することは、紛れもない理由なき相続人廃除であるから、——もしこの相続権剥奪の権限を父母に残すならば、彼らは、選挙権を有する能動市民(citoyens actifs)とするか否か、被選挙資格をもたせるか否かを意のままに操ることができる。あなたは、数えきれない市民からその政治的諸権利を取り上げてしまうのである。」

ているだけであるし、この者は父親を憎んでいるに等しい¹⁷」。

子の両親に対する服従は、自然で私心のないものであり、また、子が親に対して抱くに違いない愛情と敬意によってつねに誘発され維持されるものである。遺言の自由をさらに認めれば、息子や娘たちを奴隷や策謀家に変貌させ、家族の中に邪悪で低劣な感情を生じさせることになる。たとえ遺言の権利を奪われたとしても、父親の権威は、これまでと変わらず力強く、さらに道徳にかなったものとなるであろう。それは純化され再生されるであろう。家族にはもはや憎悪やねたみがなくなり、兄弟も姉妹もともに今後は平等となるから、(遺言による)利益によって、もはや分断されることもなく、愛情という優しい絆によって結び付けられ、一体となって生涯を送ることになるだろう。

カザレスとサン＝マルタンのような、南仏の反対派の議員たちが、ローマ法および遺言の権能の維持を主張したのに対し、フランスの慣習法地域と南部でも自由な考えを持つ法律家たちは、直系血族への自由処分が可能な財産の割合を、ミラボーは10分の1に、トロンシェは4分の1¹⁸にというように、大幅に縮減しようとした。

憲法および土地譲渡に関する各委員会は、ル・シャプリエの代弁により、デクレ案を提案した。その内容は、親が子の相続分を処分することを可能とするが、4分の1を超えてはならない。そして、補充指定を第一親等に限定し、しかも補充指定のできる割合を減らした。また、あらゆる相続人廃除事由とあらゆる、将来の相続放棄の合意を廃止するというものであった¹⁹。しかし、ローマ法と新しい平等原則との妥協は、両派のどちらも満足させるものではなかった。頑固なローマ法学者にとっては、それはあまりにも大胆すぎるように見え、革新的な法学者にとっては、それはあまりにも控えめに過ぎ不完全であった。そして、委員会の報告者であるル・シャプリエ自身、父親が子どもの1人に自由処分が可能な資産を与えるのではないか、また、貴族が長子相続権を間接的に復活させるのではないかとおそれ、デクレ案の採択延期を要求した。ある議員は、少なくとも補充指定の廃止を望んだが、国民議会は全てのデクレ案の採択を延期した²⁰。改革の機はまだ熟してはいなかった。

立法議会および国民公会は、ローマ法との闘いを続けた。1792年8月25日、立法議会は、原則として補充指定がもはや許されないものであることを命じ、細目の規定を検討し、

¹⁷ Robespierre, 5 avril 1791, A.P., XXXIV, 562.;

¹⁸ トロンシェは、慣習法で定められた子の遺留分を(2分の1から4分の3に)増加させようとした。しかし、財産を誰から継承したかの区別はなくそうとはしなかった。伯父と甥の親等までは固有財産の半分を保有する。彼は、慣習法からまだ十分に抜け出せてはいなかった。A.P., XXIV, 564 et suiv. (以上、原書223頁1・2・3)

¹⁹ A.P., XXV, 506, art. 13, 3 et 4, 9 et 10, 1 du projet.

²⁰ 6 avril 1791. A.P., XXIV, 599-602.

提案する役目を立法委員会に負わせた²¹。国民公会が招集されてからは、その立法委員会
が、最短期間で補充指定に関するデクレ案を起草するように求められた。そして、同年10
月19日、ラプレーニュが、そのデクレ案に関する報告²²を読み上げた。ラプレーニュ報告
を受けた結果、国民公会は、10月25日のデクレを発した。これにより、国民公会は、補
充指定を廃止した。補充指定は、「特権的な当主に対し、公けの自由を脅かすことが可能な
ほどの資産を数世代にわたって集中させるものである²³。そのデクレの公布時にいまだそ
の補充指定（の遺言）が開封されていないとすれば、その補充指定を受けるために呼び出
された者は、純然たる希望、不確かで偶然的な単なる期待権を主張するほかない²⁴」のだが、
この補充指定が無効であり、効力なしと宣言されたわけである。すでに開封された補充指定
は、その効力を維持するが、目的財産を受け継ぐべき者にとって有利な限度でしか効力をも
たず²⁵、次世代以降までその効力が拡張されることはない。要するに、相続における封建制
の最後の名残りを破壊し、既婚者または子をもつ寡婦に有利な例外を廃止したあと²⁶、国民
公会は、直系血族間の遺言の権利を廃止したことにより、ローマ法をすっかり破滅に追いやっ
たのである。1793年3月7日には、マイユおよびジャンソネの提案にもとづき、国民公会は、
以下のことを命じた。すなわち、「財産処分の権能は、死亡を原因とするものであれ、生存
者間であれ、直系血族間の贈与契約によるものであれ、廃止されるものとする。したがって、
すべての卑属は、尊属の財産上に平等の割合で権利を有すべきものとする。²⁷」

（革命の精神を体現する）臨時措置法（loi de circonstance）は、革命に対して反感を表
明し、子どもたちの中でも新体制のために身を捧げた子どもから相続財産を奪おうとする
父親たちに向けられた。ビュゾのようによく人かの者は、これをもっと進めて、直系血族
と同様に傍系血族に対する遺言の権利も廃止しようと望んだ。また、カンボン、プリウ
ールおよびカドロワのように、このデクレ（の効力）を1789年7月14日にまで遡及させる
ことを望む者もあった。ある国民公会議員は、以下のように言った。「革命への敵意をもっ
てなされたすべての遺言を無効であると宣言することにより、墓の中の貴族階級に及ぼさ
なければならない」。いかなる抗議にも耳を貸すべきではない。「革命の利益は、すべての

²¹ Duvergier, IV, 422. J.-B. Lesueur により、立法委員会体系部会名で提出されたデクレ案、Veirieu の提
案による補充指定の廃止に関するデクレ案（ADxviii c., t.191）。

²² ラプレーニュの報告、ADxviii c., t.326.（以上、原書 224 頁 1・2・3・4）

²³ 1792 年 10 月 25 日 = 11 月 14 日のデクレ第 1 条（Duvergier, V, 57）。

²⁴ ラプレーニュ参照。10 月 25 日のデクレ第 2 条。

²⁵ 10 月 25 日のデクレ第 3 条。

²⁶ 1793 年 1 月 4 日のデクレ、Duvergier, V, 129.

²⁷ 3 日以内に法律案を提出することを委員会に託した 1793 年 3 月 5 日のデクレ、相続分の平等に関する法
律案（Duvergier, V, 229）、3 月 7 日のデクレ、同前、232 頁。（以上、原書 225 頁 1・2・3・4・5）

修正を排除する」。なぜならば、「貴族階級は、3年前から共和主義の努力の結晶のすべてを破壊するあらゆる手段を試み、使い尽くしてきたからである²⁸」。ローマ法は、徹底的に断罪され、情熱の助けもあって、革命家たちは、激情にかられて、革命家たちが過去への反発をさらに進めていくであろうという予感がすでにあった。

代表 白石裕子（大東文化大学法学部教授）

今村与一（横浜国立大学大学院教授）

貴田 晃（大東文化大学法学部教授）

森田悦史（国士舘大学法学部教授）

²⁸ *Moniteur*, XV, 659. (原書 226 頁 1)